

成長投資ファシリティ： 新型コロナ危機対応緊急ウィンドウの概要

国際協力銀行（JBIC）
ニューヨーク駐在員事務所

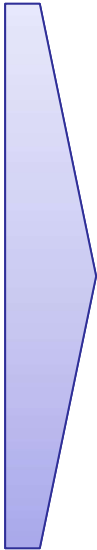
1. 国際協力銀行（JBIC）の概要


JBICの業務

- JBICは、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、以下の分野において業務を行う。
 - － 日本にとって重要な資源の海外における開発及び取得の促進
 - － 日本の産業の国際競争力の維持および向上
 - － 地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする海外における事業の促進
 - － 国際金融秩序の混乱の防止またはその被害への対処
- 出融資残高：13兆5,370億円
- 保証残高：2兆1,209億円

組織概要

- 名称：株式会社国際協力銀行
- 資本金：1兆8,838億円（日本政府が全株式を保有）
- 設立：2012年4月
 - － 前身の日本輸出入銀行は1950年設立。

- 
- 海外向け業務を行う政府系金融機関
 - 長期的視点から日本企業の海外展開を支援
 - 80以上の国・地域に出融資残高あり

- 
- 約70年の実績

(注) 金額はいずれも2020年3月31日現在。

1. 国際協力銀行（JBIC）の概要

<JBICのミッション>

①日本にとって重要な資源の海外における開発および取得の促進



②日本の産業の国際競争力の維持および向上



③地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする海外における事業の促進



④国際金融秩序の混乱の防止またはその被害への対処



2. 新型コロナ危機対応緊急ウインドウ（以下「緊急W」）の概要

2020年4月20日閣議決定「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」に基づき、同年1月30日に創設・開始した「成長投資ファシリティ」（以下「成長投資F」）に新たなウインドウ（緊急W）を創設。

同年7月3日閣議決定での政令改正を受けて、先進国も対象として拡充。

- (1) 名称：**新型コロナ危機対応緊急ウインドウ**／Emergency Window for Overcoming the COVID-19 Crisis ("COVID-19 Emergency Window")
- (2) 趣旨・目的：外国為替資金特別会計（以下「外為特会」）を活用したJBICの融資により、新型コロナウイルス(以下「コロナ」)の影響下での日本企業の海外事業を支援
- (3) 対象案件：次ページ参照
- (4) 対象通貨：米ドル、ユーロ、円、その他通貨
- (5) 金利条件：**優遇条件を適用**（個別の金利条件については問い合わせ願います。）
- (6) 融資割合：民間金融機関との協調融資が原則。JBIC融資割合は、原則6割を上限。
- (7) 契約調印期限：2021年6月30日
- (8) 対象国：**先進国を含む海外各国**

3. 緊急Wの対象案件

原則として本邦企業の保証に基づく以下の案件（本邦の親会社あるいは銀行の保証等を想定）

① コロナによる影響と資金調達に因果関係があるもの（柔軟に対応）

- 手元流動性の確保のため必要な運転資金（1年以上）の調達
- 2020年4月8日以降に機関決定されたM&A案件・権益取得案件 等

※設備資金及び運転資金（融資期間1年以上）のいずれも対応可能
 ※地場銀からの借換え融資も対応可能（但し、邦銀からの借換え融資は対応不可）

② コロナを含む感染症全般の防止・対応強化に資するもの

- 検査キット・治療薬・ワクチン等の開発・製造・販売 等

【成長投資Fの全体像】

		質高W	海展W	緊急W
対象金融種類		輸出/投資/事業開発等/出資 (うち外為対象は投資/事業開発等)	輸入/投資 (いずれも外為対象)	輸入/投資 (いずれも外為対象)
外為特会からの借入		融資金額の2分の1上限		融資金額の全額上限
地球環境の 保全目的に 資する案件	GREEN案件	緊急W以外の案件		「コロナ影響等案件」 (※)
	その他国際競争力案件	緊急W以外の案件		
M&A案件		緊急W以外の案件 (地球環境保全)	緊急W以外の案件 (地球環境保全以外)	
資源案件			緊急W以外の案件	
その他国際競争力案件			緊急W以外の案件	

【参考1】成長投資Fのうち質高W（質高インフラ環境成長W）の対象案件

輸出・投資・事業開発等金融及び出資による以下の案件が対象（※）。

（1）地球環境の保全目的に資する案件（地球環境保全ミッション・国際競争力ミッション）

➡ 例：再エネ案件（風力発電、太陽光発電等）、省エネ案件（ガスコンバインドサイクル発電等）、その他案件（廃棄物処理等）等

（2）地球環境の保全目的に資する技術の獲得を主たる目的とする海外M&A案件（国際競争力ミッション）

➡ 例：再エネ・省エネ等の技術を有する外国法人に対する、当該技術獲得を主たる目的とした海外M&A案件

（※）輸出・出資案件は外為特会からの借入対象外（通常案件と同様の金利条件で実施）。

【主な対象分野】



英国での洋上風力発電事業（18年11月契約調印）



スウェーデンでの廃棄物処理事業（19年3月契約調印）

エネルギー供給 (発電・熱供給)	再生可能エネルギー	・太陽光発電、風力発電、地熱発電、バイオマス発電、水力発電等 ・必要不可欠な設備・機器等
	その他省エネルギー	・高性能石炭火力発電、ガス火力発電、コージェネ、廃棄物利用発電、燃料電池等 ・必要不可欠な設備・機器等
エネルギー需要	各産業分野における省エネルギー設備・機器	・高効率化設備・技術等 ・排熱・排ガスの利用等
グリーン イノベーション	スマートエナジー	・スマートグリッド等 ・蓄電池等
	グリーンモビリティ	・モーダルシフト(都市間交通を含む) ・次世代モビリティ(電気自動車、電動船等)
	スマートシティ	・地域等のエネルギー管理システム、省エネ家電等
その他地球環境保全		・メタン、フロン等回収 ・二酸化炭素吸収 ・大気汚染防止(脱硫・脱硝機器等) ・水供給・水質汚染防止 ・廃棄物処理(リサイクルを含む)

【参考2】成長投資Fのうち海展W（海外展開支援W）の対象案件

輸入・投資金融による以下の案件が対象。

(1) 海外M&A案件

➡ 日本企業による、以下のいずれかに該当する外国法人に対するM&A案件（※）

（※）当行が取り上げ対象とするM&A案件は、①経営支配案件、②非経営支配案件のうち、出資先との事業上の提携を伴うもののいずれかに該当するもの。

- ・社会資本の整備に関する事業を行う外国の法人
- ・一定の地域において行われる事業のために通常利用される技術よりも高度な技術を有する外国の法人
- ・一定の地域において広く販売され、又は提供されている商品又は役務に関し蓄積された技術上又は営業上の情報であって出資等を行う法人等が有していないものを有する外国の法人

(2) 資源案件

➡ 資源案件全般

例：資源の権益取得案件、資源引取案件等



ペルー・銅鉱山開発事業
(19年3月契約調印)



フィリピン・部品製造・販売事業
(18年9月契約調印)

(3) その他国際競争力案件

➡ 投資金融の国際競争力ミッション案件全般（海外M&A案件以外）

例：機器・設備等の製造・販売案件、自動車販売金融案件、
インフラ案件（質高Wの対象にならないもの）等

お問い合わせ先

国際協力銀行（JBIC） ニューヨーク駐在員事務所

首席駐在員 増田友輔 y-masuda@jbic.go.jp

上席駐在員 笠輪裕美 h-kasawa@jbic.go.jp

駐在員 魚崎瑞樹 m-uozaki@jbic.go.jp

TEL : +1-212-888-9500

712 Fifth Avenue, 26th Floor, New York, NY10019, United States

【免責事項】

当資料に記載されている内容については、事前連絡なしに変更されることがあります。また、当資料に記載された内容を利用するなどの行為により、あるいは本行のアドバイザーに基づき生じたあらゆる損害等についても、理由の如何に関わらず、本行は一切責任を負いません。尚、当資料の著作権は本行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。